

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700171 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700184 号

第1 結論

請求者のA社における平成16年12月30日の標準賞与額を100万円、平成17年7月27日の標準賞与額を29万3,000円、同年12月31日の標準賞与額を100万円、平成18年7月31日の標準賞与額を29万3,000円、同年12月31日の標準賞与額を95万円に訂正することが必要である。

平成16年12月30日、平成17年7月27日、同年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月30日、平成17年7月27日、同年12月31日、平成18年7月31日及び同年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成16年12月
② 平成17年7月
③ 平成17年12月
④ 平成18年7月
⑤ 平成18年12月

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑤までの標準賞与額の記録が漏れていますことを知った。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の販売権を購入し、従業員を同社から引き継いだとするB社から提出された「年間昇給額と賞与支給金額に関する資料」、複数の同僚から提出された賞与支払明細書及びA社で経理を担当していた者の回答により、請求者は、請求期間においてA社から賞与の支払を受け、事業主により厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、請求期間①及び②に係る賞与支給日については、上記複数の同僚から提出された賞与支払明細書に押された日付入りの社長印により、請求期間①は平成16年12月30日、請求期間②は平成17年7月27日とすることが妥当である。請求期間③から⑤までに係る賞与支給日については、上記複数の同僚から提出された賞与支払明細書により、7月と12月であることが推認できるものの、賞与支給日を特定できる資料はないことから、賞与支給月の月末と認定し、請求期間③は平成17年12月31日、請求期間④は平成18年7月31日、請求期間⑤は同年12月31日とすることが妥当である。

また、上記複数の同僚の賞与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、請求者は、請求期間①、③及び⑤については、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除され、請求期間②及び④については、賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑤までに係る標準賞与額については、B社から提出された「年間昇給額と賞与支給金額に関する資料」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成16年12月30日は100万円、平成17年7月27日は29万3,000円、同年12月31日は100万円、平成18年7月31日は29万3,000円、同年12月31日は95万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は既に死亡しており、請求期間当時の代表取締役の一人は、請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700196 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700185 号

第1 結論

請求者のA社における平成4年11月1日から平成6年3月14日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成4年11月から平成5年9月までの標準報酬月額については16万円から41万円、同年10月から平成6年2月までの標準報酬月額については16万円から44万円とする。

平成4年11月から平成6年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年11月1日から平成6年3月14日まで

A社に勤務していた期間のうち請求期間の標準報酬月額が16万円に訂正されている。請求期間の給料は45万円であり、雇用保険受給資格者証、平成5年分給与所得の源泉徴収票及び請求期間の預金通帳の写しを提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年11月から平成5年9月までは41万円、同年10月から平成6年2月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年3月28日。以下「全喪日」という。）の後の平成6年4月5日付けで、平成5年10月1日の定時決定が取り消され、平成4年11月から平成6年2月までの標準報酬月額が遡って16万円に減額処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、請求者と同様に平成6年4月5日付けで、遡って標準報酬月額の減額処理が行われている者が多数いることが確認できる。

さらに、全喪日における事業主は、請求期間当時のA社は業績が悪く、社会保険料の滞納があった旨回答している。

一方、請求者は、自身がA社の社会保険事務担当者であった旨陳述しているものの、上記事業主及び複数の同僚は、同社における社会保険事務に関して、請求者には権限がなかった旨回

答している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年4月5日付けで行われた標準報酬月額の遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成4年11月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、平成4年11月から平成5年9月までは41万円、同年10月から平成6年2月までは44万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1700201 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700186 号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月13日の標準賞与額を40万円、平成25年7月12日及び同年12月12日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日、平成25年7月12日及び同年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年7月13日、平成25年7月12日及び同年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成19年7月
② 平成25年7月
③ 平成25年12月

A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与の支払を受けており、当時の賞与明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る賞与明細書により、請求者はA社から請求期間①は40万円、請求期間②及び請求期間③は50万円の賞与の支払を受け、当該賞与から請求期間①は40万円、請求期間②及び請求期間③は50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、賞与の支給日については、事業主の回答により、請求期間①は平成19年7月13日、請求期間②は平成25年7月12日、請求期間③は同年12月12日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、各請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険

料を納付したか否かについては不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。